

以下は、当協会・知的財産権委員会幹事会と、米国 Google ブック検索集団訴訟の原告である全米作家協会 (AG) 法律顧問のマイケル・ボニ弁護士、AG 事務局長のポール・アイケン氏、全米出版社協会 (AAP) 法律顧問のジェフリー・カナード弁護士との間で 2009 年 5 月 25 日に行われた会談における同訴訟の和解の件についてのやりとりに基づくものです。和解管理者は、両弁護士の指揮下で運営されています (Google ブック検索和解管理 Web サイト <http://www.googlebooksettlement.com/>)。

なお、会談によって、商業的入手可能性 (市販中の書籍) の解釈が明確になるなど、解消された疑問もありますが、現時点で必ずしも明らかではない問題や、世界中の書籍の情報等が Google に集中してしまうことや和解内容がきちんと履行されるのかという懸念等については、今後も引き続き、当協会と AAP、AG や和解管理者との間で意見交換を行い、会員出版社へ情報提供をしていきます。

AG、AAP への質問事項と回答 (要旨)

今回の Google ブック検索訴訟和解について

Q1: 起こした訴訟を結論を得ずに和解した背景は何か。

A1: 裁判をして勝つ確率は 100%では有り得ないし、確率を示せるものでもない。訴訟を継続すれば、最後は最高裁まで争う可能性も大きく、4, 5 年またはそれ以上かかる可能性もあった。勝った場合には、スニペット表示やプレビュー表示をやめさせることができたが、これは小さい勝利。反対に負けた場合には、Google が行おうとしていたことがフェアユースということで認められ、深刻な事態に陥っていた。現に、この数年間、サーチエンジン上での著作物利用がフェアユースで認められる判例がいくつか出ていた。また敗訴した場合、判例はその後の世界の訴訟にも影響を与えることが考えられ、起こりえる全てのリスクを考慮し和解をすべきとの結論に至った。和解は成立したが、Google は継続して合法範囲であると主張し、原告側は継続して権利侵害であると主張している。

和解によって、Google が無許諾でデジタル化を続けることをストップし、刊行中の書籍の許諾なしの表示利用を不可能にした (Google は、和解前は、フェアユースに基づきスニペット表示可能と主張していたが、和解により、刊行中の書籍のスニペット表示は許諾がないとできないことになった)。絶版本については新しい命を吹き込む (絶版本にも商業的なメリットを与える) ことができる。

クラス・アクション (集団訴訟) について

Q2: 集団訴訟として扱うことを提案したのは Google 側か、それとも原告側か。その意図は何か。集団訴訟のためのヒアリングはいつ行われた (行われる) のか。

A2: クラスアクションは、原告側の提案である。当初の原告以外の多くの出版社・著者を守るための方策で、Google という大会社に対して集団訴訟という形をとれば Google に対する大きな脅威となる。米国出版物だけではなく多くの海外出版物を含む 700 万冊にのぼる書籍が、スキャン・デジタル化されただけではなく、表示利用もされようとしていたので、他の権利者にも大きな影響を与えていた。結論がどうなろうと世界中の全ての権利者に影響が出るため、集団訴訟という道を選んだ。クラスアクション認定のための第一次ヒアリングは 2008 年 11 月に行われ暫定的認可がなされ、通知プログラムが認定された。最終的なヒアリングは 2009 年 10 月 7 日に行われ、正式に承認される見込み。また、和解交渉の中で、原告、被告に守秘義務が課せられていたため、日本側に、和解の動き等につき事前に情報を知らせることができなかった。該当する権利者のすべてが和解に賛成するとは思わないが、該当する権利者にとって最善の利益となると判断した。

和解からの Opt Out (離脱) について

Q3: オプトアウトするかどうかを判断するための時間が不十分。オプトアウトはいつでも可能ということではないのか。

A3: 和解承認を受けるためには、参加者を確定しなければならず、そのためにオプトアウトには期限を定めざるを得ない。2009 年 9 月 4 日の期限は動かせない。

オプトアウトしない権利者に対しては、Google は和解で定められた手続きに従って、除去 (Removal) や表示除外 (Exclusion) を行う義務を持つが、和解からオプトアウトしてしまった権利者に対してはそのような義務を負わない。

オプトアウトすることによって得られる利益は、Google に対して自分自身の作品に関して米国で訴訟を起こせるということだけである。

商業的入手可能性について

Q4: 商業的入手可能性について、米国でも利用できる日本の書籍流通サイトも含まれるか。「日本で流通していて、米国でもオンラインで入手可能なものについては、対象から除かれる」ということで良いか。なお、グーグル日本法人からは、5月19日に以下の回答を得ている。

先般よりお問い合わせをいただいていたブック検索和解における「市販されているかどうか」の書籍分類について(和解通知書 12P 9.A.など)、弊社側での分類の仕組みは以下の通りです。

本和解に関連して、書籍が新品でウェブサイトから購入できる場合、Google ではその書籍を「市販されている」と分類します。その書籍を販売しているウェブサイトが米国内、米国外で運営されているかどうかは問いません。Google ではこの分類がなるべく正確なものとなるよう、日本書籍出版協会からライセンスを受けているデータを含む様々な書誌データ、およびオンライン書店などのウェブサイトのデータを使います。現在和解管理者のサイトから取得できるデータは、日本における実際の販売状況を必ずしも正しく反映していないため、Google では修正作業を進めています。

上記の連絡を、原告側および和解管理者にも伝え、和解管理ウェブサイト等でも告知されるよう依頼します。

A4: 上記の日本法人の回答の通り、日本で商業的に刊行されておりアメリカで購入すること

ができれば「入手可能」「市販中」とみなされる。Google は、複数の情報源からそれを判断する。具体的には書協のデータベース（DB）、日外アソシエーツの DB に収録されているかどうか、Amazon.co.jp や紀伊國屋書店など複数のサイトを検索して米国民が入手可能な状態になっているかどうかで判断する。今後、どの情報源が最良のものか、日本とも相談していきたい。

現在の Google の DB は正確なものではなく、市販中のものが入手可能ではないと分類されている。今後数週間のうちには、書協の DB 情報が Google の DB に反映される予定。

電子出版物で刊行されている場合も市販中とみなすことができるが、なんらかの DB にそれらが収録され、それを Google が情報として得る必要がある。個々の出版社のサイトで購入できるということだけでは足りないし、Google も個々の出版社のサイトまでは判らないと考えた方がよい。

単行本と文庫本など同一コンテンツで複数のバージョンがある場合、あるバージョンが市販されていれば、すべて市販中であるとみなす。

利用制限について

Q5: Google ブックサーチ（GBS）の利用を米国内に限定するための方策は何か。もし日本で GBS が利用できるとしたら、それは日本の権利者は合意していないので日本の著作権法に違反すると考えるが、AAP、AG の見解はどうか。

A5: 和解は、あくまで米国法の下でアメリカ国内における使用に対するものに限定されており、アメリカ国外で表示して良いとも悪いともしていない。したがって、日本国内からのアクセスによって無断で書籍が表示された場合には、和解で許されたものではないので、日本で Google を相手に訴訟を起こすことができる。

Google は日本の利用者に対して表示を制限するための法的・技術的手段を講じる。米国内の利用者に限定する技術的な手段としては、IP アドレスによって管理する方法に加え、決済の際に使われるクレジットカードの発行国で識別することなどを考えている。

Book Rights Registry について

Q6: Book Rights Registry（レジストリ）の設立基盤、機能、権限はどのようなものか。出版社主導なのか、中間的なものなのか。

レジストリの手数料はどれくらいになるのか。

A6: レジストリは出版社と著者の同数の代表によって設立される中立的な非営利団体で、Google は全く参加しない。この団体は、権利者のために、Google が合意内容に従って正しく著作物の利用を行い、適正な支払いを行うように監視するための機構である。権利保持者間の紛争も解決するが、出版社どうしの争いには関わらない。

権利者が明確な意思表示をして委託をした場合には、レジストリは Google 以外の組織と契約することも可能。レジストリが Google の新たなビジネスに対して認定を与えることがあるが、あくまでアメリカ国内での利用に限る。

レジストリがどのくらいの手数料を徴収することになるかは不明。全体の業務量にも

よるが、原則としては既存の著作権管理団体である、ASCAPやBMI等の例を参考にして、レジストリの業務規程を定めていくことになる。

2009年1月6日以降の書籍

Q7: 2009年1月6日以降に出版された書籍について Google はどのように何を行うことが予想されるか。

A7: 1月6日以降のものについては和解の対象外である。Google はパートナープログラムの下、許諾ベースで行うことを望んでいる。Google も新たな訴訟のリスクを負いたくはないと思うので、それらの書籍を許諾なしにスキャンを行うとは思えない。もし、Google が無断で1月6日以降に発行された書籍をスキャンしたら権利者は Google を訴える。

データベースからの除去 (Removal) について

Q8: 2009年1月5日以前に出版され著作権が存続している書籍が、2011年4月5日以降にGoogle によってデジタル化された場合、権利者はこれを除去 (Removal) できないのはおかしい。和解対象が個別具体的タイトルとして特定されていないのは契約上の欠陥ではないか。和解契約の有効性に疑義がある。

リストアップされていない書籍をすべて追加して申請するのは無理である。図書館に所蔵されていた書籍に限定してくれないか。図書館プロジェクトはいつまで続くのか。

A8: Removalには2つの意味がある。一つはGoogleのDBからの除去、もう一つは今後スキャンするなという意思表示の意味である。

欧米では、権利保持者が自らすべてリストにアップロードしている。Googleが書籍を購入し、デジタル化することがあるので、図書館蔵書には限定できない。図書館プロジェクトに期限はないので、今後新たな図書館が参加して、今回の和解の範囲内でその蔵書をスキャンするということはある。

今はDBに載っていない出版物でもGoogleが将来スキャンの対象とする可能性がある。これを防ぐには、あらかじめすべての書籍のリストを権利保持者が自らアップロードしてGoogleのDBに反映させた上で、これを除去するなどしていく方法が考えられる。

2011年4月5日までに、除去を要請すれば、それまでにスキャンしたものの除去または今後のスキャンの防止になる。2011年4月6日以降に除去を要請した場合、それ以降はスキャンするなという意思表示となる。

解決金 (一時金) の支払について

Q9: スキャンに対する一時金の60ドルは、どのように支払われるのか。

支払請求期限(2010年1月5日)は、和解期限の4ヵ月延長にともなって延期されないのか。

A9: 刊行中の書籍については、著者と出版社との契約に従って出版社から分配してもらう。絶版(著者に権利が復帰していない)のものについては、レジストリによって以下の方法で

分配する。

1987年以降に刊行されたもの	著者：出版社 = 50：50
それ以前に刊行されたもの	著者：出版社 = 65：35
著者に権利が復帰した（契約が終了した）もの	著者：出版社 = 100：0

請求期限は延期されないが、要望はわかるので、近日中にGoogleと話し合いたい。

（ 上記は和解案に明記されている内容に基づくものであり、文藝家協会がエージェントとして著者に代わって請求すれば、出版社を通さずに支払われるように変更される可能性がある。日本では出版社に代理受領権があるか否か不明確。なお、絶版書籍の詳細については、和解管理サイト掲載の通知書 http://www.googlebooksettlement.com/r/view_notice や、当協会から会員出版社へ配布した冊子『Google Book Search クラスアクションの和解に関する解説 ～その手続きと法的効果及び出版文化に与えるインパクト～』等を参照のこと。）

漫画単行本について

Q10: 漫画単行本は本和解の対象となっているのか。

A10: 漫画は、和解において定義された「書籍」の定義を満たしている場合、書籍に含まれる。しかし、連載シリーズにて定期的な出版される漫画本は、定期刊行物とみなされるので和解の対象とされない。また、収集され単巻として出版された漫画も、その単巻自体がシリーズの一部として定期的な出版される場合には、定期刊行物とみなされる（例えば、単巻漫画本の各巻が毎四半期または毎年出版される場合等）。特定の漫画シリーズの単巻版が一度だけ出版される場合（またはそれ以外に、定期刊行される巻の一部でない場合）にのみ、和解の目的において「書籍」と考慮される。

永続的に刊行する意図がある漫画（アメリカのコミック「スーパーマン」等）は「雑誌」、終刊が予定されているものは「書籍」と認められる。定期刊行物であれば、和解の対象外なので、デジタル化されていればGoogleを訴えることは可能。除去要請、表示除外要請も可能であるが、和解の対象外なのでGoogleの義務ではない。ただ、権利者が定期刊行物と主張すれば、Googleは訴訟のリスクを負うので、要請に応じる可能性も高い。Googleはなるべく多くの出版物について、「書籍」として扱っている。

（ 上記は、現時点における両弁護士の見解であり、今後さらに明確になる可能性がある。）

独禁法との関係について

Q11: アメリカの司法省がこの和解について調査を開始したとの報道があったが？

A11: Amazon、マイクロソフトなどの競合者や、情報は無料で入手可能とすべきとする一部の集団が、司法省に調査するよう求めている。現在も捜査は継続中であり、我々もこの調査に協力をしている。我々が和解を検討した際には、独禁法に詳しい弁護士も参加し、この和解は競争を促進するものと捉えており問題ないと考えている。

以上